

令和8年度 佐々木小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 新発田市立佐々木小学校

1 いじめ防止のための取組の基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

◇具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ防止に向けての基本方針

- ① 「いじめは、どの集団・どの学校・どの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であり、健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」という基本認識に立つ。
- ② すべての子どもたちがさまざまな活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、安全で安心な学校づくりに努める。
- ③ いじめに対する認識や方針を全教職員で共有し、いじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は全校体制で迅速かつ適切に対応する。
- ④ いじめのない地域社会を実現するため、家庭、地域、関係機関と連携・協力して取り組む。

2 いじめ防止対策のための組織と役割

(1) 校内組織

- ①いじめ・不登校対策委員会（いじめ対策の中核となる常設組織）

構成員 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任等

- ②生活指導部（日常的にいじめ等の生徒指導上の課題に対応する組織）

構成員 生活指導主任、徳育部部長

(2) 拡大組織

拡大いじめ対策委員会（必要に応じて外部の専門的なメンバーも加えた組織）

- 新発田市教育委員会指導主事 ○教育委員会所属のスクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー ○児童相談所 ○主任児童委員 ○民生委員

○弁護士 ○医師 ○人権擁護委員 ○警察等

(3) 組織の役割

- ①基本方針の取組の実施
- ②年間指導計画の作成、実行、検証、修正
- ③いじめの相談や通報の窓口、アンケートの実施や結果分析
- ④情報の収集と記録、全教職員への提供と共有
- ⑤緊急会議の実施、関係者への聴取と事実の把握、対応方針や役割分担等の決定
- ⑥児童への指導・支援
- ⑦保護者や関係機関との連携、協力要請、警察への通報
- ⑧いじめ防止に向けた取組について、保護者・地域への情報発信（学習参観日・学校だより等）

3 いじめ防止に向けた取組

(1) 指導体制の構築

- ①いじめ・不登校対策委員会、生活指導部の組織と運営
- ②いじめ防止に向けた指導内容を盛り込んだ年間指導計画の策定と実施
 - ・教職員による教育活動、運営活動
 - ・全職員で学校基本方針の意義と方針に基づく対応を確認、徹底する。

(2) いじめの未然防止のための取組

①日々の授業における取組

(ア) 学級経営の充実＝学級集団づくり

（自己存在感、自己決定の場、共感的な人間関係、安心安全な居場所）

・ソーシャルスキルトレーニング(SST)や構成的グループエンカウンター、話し合い活動、当番活動などを通じて自己有用感やコミュニケーション能力を育み、居場所づくり、互いに認め合い高め合える集団づくりを行う。

・クラスで問題が起きた際は、当事者のみでなく学級会等を行い、課題や取組について話し合い、学級の自治的素養を育む。

(イ) 学習指導の充実＝分かる授業づくり

・学習規律の指導や学習習慣の育成、基礎基本の徹底、全ての児童が参加し活躍できる授業を通して、成就感や達成感を味わわせる。

・授業における目的に応じた人間関係の幅を広げるグループ編成、ペア編成、協働体制を取り入れる。（なかよしグループや児童館の好みのグループ固定を防ぐ。）

(ウ) 道徳教育、人権教育、同和教育の充実

・道徳教育をはじめとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童に理解させる。具体的な事例をもとに児童にいじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。

・「人とのかわり方」について考える授業（道徳・学級活動）の実施（7月、12月に実施）

・児童に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させ、SSTなどで実行できる

スキルを身につけさせる。

- ・自己肯定感を高め、集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、思いやりの心や協力性を養う。
- ・人権教育、同和教育の実践を通して、差別や偏見を許さず、互いの良さを認め合える子どもを育成する。

②人間関係の固定化を防ぐ取組

(ア) 縦割り班活動の充実

- ・たてわり班活動を通じて、忍耐力や主体的に参加し活動する力、協調性などを身に付けさせる。
- ・保育園との交流活動の促進（児童の保育園訪問、保育園児招待、生活科や学校行事で交流する。）
- ・中学生と一緒に活動する機会の設定（教科での交流学习、学校行事、奉仕活動等で交流する。）

(イ) 情報モラル教育の実施

- ・児童の意識向上と保護者の啓発（C A Pや講演会等の実施）に努め、ネット上のいじめに対応する。

(ウ) 委員会活動の充実

- ・児童による「いじめ見逃しゼロスクール集会」など委員会活動の具体的な取組を行う。

(エ) 幼保こ・中や育成会・児童クラブ等との連携の強化

- ・幼稚園・保育園・こども園との連携を強化し、幼少期からの人間関係を情報交換し、入学期から丁寧な観察と交友関係への介入を行う。（早期のいじめ防止指導の実施）
- ・小学校・中学校の教職員が一緒になり、生徒指導の情報交換会を開催する（夏休み中）。
- ・児童クラブと情報交換を行い、トラブル発生時の対応体制を整備する。

③家庭地域との連携促進

(ア) 保護者との連携

- ・学校だより・生徒指導だよりにより、生活指導の状況をきめ細かく伝える。
- ・電話連絡、家庭訪問、各種懇談会等を通して、保護者との信頼関係を構築する。
- ・保護者からの相談、情報提供に対しては、迅速誠実に対応する。

(イ) 地域との連携

- ・自治会、主任児童委員、民生委員との懇談会を開催し、情報収集と連携を図る。
- ・学習ボランティアの活用や校外学習、地域行事や社会体育等への積極的な参加を奨励し、多様な人々とのかかわり、交流する場を設定する。

(ウ) 青少年健全育成協議会との連携

- ・保護者対象の生徒指導研修会（講演会等）を開催する。

④教職員の未然防止意識の向上

- (ア) 全職員で「いじめ防止基本方針」を繰り返し確認する。（職員研修として確実に各学期始めに行う）

- (イ) 毎週実施する生徒指導情報交換会で各学級の様子全校での共通理解を図る。

(3) 教育相談体制の整備

- ①年3回、学級児童全員に教育相談を実施する。
- ②学校派遣カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図る。
- ③相談の実施後、情報の共有と迅速な対応を行う。

4 いじめ・トラブルを早期発見するために

(1) 実態把握方法の改善

- ・実態把握の強化（いじめアンケート⇒担任による教育相談⇒生徒指導担当者・管理職による聞き取り⇒カウンセラー（SC）、教育委員会への報告・相談と段階的な対応を確実に行う。）
- ・保護者や児童からの相談に対して、些細なことでも管理職・生徒指導担当に報告し、迅速な対応を図る。（生徒指導事案報告カードを活用し、事実確認、指導内容、経過等、指導の過程を見える化する。）
- ・児童クラブとの連携強化（児童クラブとの情報交換、情報交換記録の実施と保存、トラブル発生時の連絡体制及び指導体制の整備）
- ・「気になる児童」や「いじめ・トラブル経験児童」の継続的に観察し、日々の記録に残す。

(2) 教職員の早期発見の力の向上

- ・いじめの早期発見のポイントに関する職員研修を行う（4月当初）。
- ・SCや外部講師等の専門家からのいじめ対応についての職員研修会を開催する。

5 いじめ・トラブルが起きたら

(1) 丁寧な事実確認の徹底

- ・いじめやトラブル事案が起こったら、即座に被害児童、加害児童から、複数の教職員で聞き取りを行い、正確な事実をつかむ
- ・被害児童、加害児童の家庭に、事実が判明した時点で概要を伝える。（1次報告）
- ・家庭からの協力を得て、複数の教職員で再度被害児童、加害児童から聞き取りを行い、より詳細な事実をつかみ、家庭に伝える。（2次報告）
- ・校内のいじめ・不登校対策委員会にて、今後の対応を協議し、市教委と連携して対応にあたる。

(2) 被害児童への対応（心の傷を癒やし、安心して学校生活を送れるように支援する）

- ・全教職員が被害児童の心情に寄り添った言葉掛けや対応を行う。
- ・被害児童の心のケアを最優先するため、SCやSSWからのカウンセリングを行う。
- ・被害児童が安心して教育活動に参加できるような環境を整える。（不安感や困り感の解消を優先する）

(3) 加害者への対応（内面からの問題を解決し、再び起こすことを根本的に防ぐ）

- ・複数の教職員で支援・指導を継続的に行う。
- ・他者に加害を加える要因を明らかにするために専門家（SC、SSW、医師等）と連携して面談・カウンセリング・心理検査等を行う。
- ・SC、外部講師等による専門的な指導を行う（怒りのコントロール、支配欲求を抑えるトレーニング、被害者視点を学ぶトレーニング、コミュニケーショントレーニング、

学習理解の支援 等)

(4) 保護者への対応

- ・深刻度が高い場合、繰り返し起こる場合は、大至急、被害児童の家庭へは家庭訪問、加害児童へは家庭訪問もしくは保護者面談を行い、学校の今後の対応、保護者への協力事項を確認する。
- ・原則、学校・保護者間に関係機関が介入してもらい、より専門的な対応を行う。
- ・深刻度が高い事案では、必ず被害児童、加害児童の保護者同士が面会する機会を設定し、事実確認、謝罪、今後の家庭での支援、学校との協力体制について共通理解を図る。
- ・深刻度が高い事案では、最低1週間ごとに経過を家庭に報告し、情報交換を行う(3ヶ月を目安)。

(5) 学校組織の対応

- ・確実に管理職へ報告し、即座にいじめ・不登校対策委員会を開き、いじめやトラブルの内容、今後の対応、役割について共通理解を図り、全教職員で対応の共通理解を図る。
- ・深刻ないじめが発生した学級には、毎日のクラスの観察記録を義務づけ、管理職の点検のもと学級経営にあたる。学級が安定するまで、教育委員会の支援員や級外職員による観察も並行して行う。

(6) 再発防止に向けた対応

- ・対応記録を確実に行き、厳格に管理する。(基本5年間保存、状況に応じてさらに保存する。)
- ・重大な事案、解決に時間がかかった事案、中学校へ影響を及ぼした事案については、特に緻密な記録を残し、年度当初、全教職員で確認する。(人事異動の際の引継を丁寧に行う。)
- ・いじめ事案が発生した場合、軽重問わず、教育委員会に報告し、指導を受けて対応する。場合によっては、子ども課、児童相談所、警察、病院等の協力を仰ぎ、問題解決を図る。
- ・いじめやトラブル事案が治まってから、深刻度を問わず、3ヶ月経過した時点で、児童及び保護者に現在の状況を確認し、いじめ事案の解消の判断を行う。

(7) いじめに対する措置

いじめ防止対策推進法第23条第1項により、いじめを発見し、または相談を受けた場合には速やかに、学校いじめ対策委員会に情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは同校の規定に違反し得る。

いじめ防止対策推進法 第23条第1項

「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からのいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」

6 校内研修

- (1) 年度始めの職員会議で、「佐々木小学校いじめ防止基本方針」について、全教職員の共有化を図る。
- (2) 生活指導研修会を設定し、いじめへの対応等にかかわる教職員の資質能力向上を図る。(各学期初め)
- (3) 同和教育研修会、特別支援教育研修会の実施(それぞれ年1回以上)

7 いじめ防止に向けた取組の定期的な評価

- (1) PDCAサイクルの中で、取組を定期的に評価し改善を図る。
 - ①「計画(P=Plan)」「実行(D=Do)」の一定期間経過後、期待される変容(目標の達成)が得られたか否かを「点検(C=Check)」し、「見直し(A=Act)」を行う。
 - ②「見直し」では、期待される変容がなかった場合、計画的に実行されたか、計画自体に問題はなかったか、実態把握や目標設定は適切であったか、教師の取組を改善していく話し合いを行う。
- (2) 保護者や学校評議員会による評価
 - ①保護者アンケートを活用する。
 - ②学校評議員会で意見や提言を聞く。

8 保護者や地域と連携したいじめ防止の取組や啓発活動

- (1) 年度当初の学校基本方針説明会において、いじめ防止基本計画の内容を保護者や学校評議員等に説明する。(校長先生講話の中に含まれる)
- (2) ホームページや学校だより、生活指導だより「ささきのこ」等を通じて、佐々木小学校いじめ防止基本方針を公表する。また、家庭への生徒指導の状況をきめ細かく伝える。(全校及び各学級の生徒指導の状況を掲載)
- (3) 各種会合やたよりで、保護者の役割について啓発する。
(いじめ防止対策推進法第9条より)
 - ①保護者は、子の教育について第一義的責任を有する。
 - ②いじめを行うことのないよう規範意識を養う指導を行う。
 - ③いじめを受けた場合は適切にいじめから保護する。
- (4) 各種会合やたよりで、地域の役割について啓発する。
 - ①子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを行う。
 - ②いじめを発見した場合は、速やかに学校や教育委員会等に情報提供を行う。
- (5) 日ごろからの連携の強化と地域ぐるみでのいじめ防止を推進する。

9 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義(いじめ防止対策推進法第28条)

- ① いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ・ 児童が自殺をした、企図した場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・ 相当の期間とは、年間30日を目安とする。
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったとき

(2) 重大事態への対応の流れ

① **いじめの疑いに関する情報があったとき**

- ・ いじめ・不登校対策委員会を開き、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの事実の確認を行い、結果を新発田市教育委員会へ報告



② **重大事態発生と認めるとき**

- ・ 新発田市教育委員会に重大事態発生を報告（市教委から市長に報告）



③ **学校の設置者（市教育委員会）が、重大事態の調査主体を判断**



④ **学校を調査主体とした場合**（市教委の指導・支援の下、以下のように対応）

1) 重大事態にかかわる調査を行うために速やかに調査組織を設置

<組織>

- i) 学校の「いじめ対策委員会」を主体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家の参加を要請する。
- ii) この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を要請する（市教育委員会スクールソーシャルワーカー、市担当弁護士、学識経験者、精神科医等）。

2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- i) いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確化。因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ii) たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかり向き合い対処する。
- iii) これまで学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

※「事実を明確にする」ために

いじめ行為が、「いつ」「だれから」「どのような態様であったか」

「いじめの背景」「児童の人間関係にどのような問題があるか」

「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確化

iv) いじめられた児童から聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童、在籍児童、教職員から十分な質問紙調査、聞き取り調査を実施する。
- ・いじめられた児童等、情報提供してくれた児童を守ることを最優先する。
- ・いじめられた児童の継続的な心のケアと落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等を実施する。

v) いじめられた児童から聞き取りが不可能な場合

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問調査や聞き取り調査などを実施する。

3) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

i) 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告する。

- ・いじめ行為がいつ ・だれから ・どのような態様で
- ・学校でどのように対応したか

ii) 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。

iii) 質問紙調査等の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査を行う際には、その旨を調査対象の在籍児童や保護者に説明する。

iv) 調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受けて調査を実施する。

4) 調査結果を新発田市教育委員会に報告（市教委から新発田市長に文書で報告）

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添付する。

5) 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者（市教育委員会）が主体となって行う場合

* 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障を来す場合

○ 設置者の指示のもと、資料等の提出など、調査に協力する。

令和7年度 いじめ防止の年間計画、研修計画

学期	月	教職員による活動、研修	児童による取組、活動
		<ul style="list-style-type: none">・児童の情報交換、引き継ぎ・いじめ防止基本方針の確認と共通理解	<ul style="list-style-type: none">・学級開き、授業開き・生活や学習のルールづくり

1 学 期	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童理解の研修会 ・ 学級づくり、授業開き ・ 気になる子の記録 ・ P T A 総会、学校だよりで家庭や地域へいじめ防止基本方針の公表 ・ 学級懇談会での情報交換 ・ 情報タイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年生を迎える会 ・ たてわり班の編制 ・ たてわり班清掃スタート
	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中交流会 ・ 子どもを語る会① (いじめ防止基本方針に基づいた理解) ・ 育成会総会へ参加、連携 ・ 情報タイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動会への積極的参加
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校派遣スクールカウンセラーの活用① ・ いじめ見逃し0アンケート、教育相談 ・ 情報タイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行を通じて、絆や協力性の向上(6年生) ・ いじめ見逃しゼロスクール集会の企画、運営(企画委員会)
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別懇談会での保護者との情報交換、連携 ・ 学校評議員会への説明、意見聴取 ・ 情報タイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ たてわり班での読み聞かせ
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活指導、生徒理解の研修会 ・ 同和教育研修会 ・ 各種研修会への参加 ・ 教職員 C A P ・ 情報タイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育成会の防災サマーフェスティバルへの参加
2 学 期	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校派遣スクールカウンセラーの活用② ・ 保護者 C A P ・ 情報タイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然教室を通じて、絆や協力性の向上(5年生) ・ 参観日での道徳授業公開(全校) ・ 5年生 C A P
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報タイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ たてわり班遠足への積極的な参加 ・ 学習発表会への積極的な参加
学期	月	教職員による活動、研修	児童による取組、活動

2 学 期	11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ見逃し0アンケート、教育相談 ・学校派遣スクールカウンセラーの活用③ ・情報タイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・たてわり班での読み聞かせ ・食と絆づくりの行事への積極的参加 ・持久走記録大会への積極的参加、粘り強さの向上
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談会での保護者との情報交換、連携 ・職員アンケート ・いじめについての事例研修 ・人権週間の期間中に授業実践 ・情報タイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間の期間中に授業実践 ・なかよしフェスティバルへの積極的な参加 ・中学校での全校道徳（6年生） ・中学校への体験入学（6年生）
3 学 期	1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の評価 ・保護者アンケートの実施、分析 ・情報タイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・なわとび練習への積極的参加、粘り強さの向上
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小連絡会 ・学校評議員会からの意見聴取 ・いじめ防止基本方針の見直し、改善 ・情報タイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・六年生を送る会への積極的参加 ・六送会週間における交流活動の充実
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・小中引き継ぎ会 ・子どもを語る会② ・情報タイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の引き継ぎ ・1年間のふりかえり ・卒業式